

平成27年第4回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成27年9月30日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第36号 本巢市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第37号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第38号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第39号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第40号 行政財産の無償貸付について
- 日程第8 議案第41号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第42号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 認定第1号 平成26年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第2号 平成26年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第3号 平成26年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第4号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第5号 平成26年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第6号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第7号 平成26年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第17 発議第8号 地方創生特別委員会設置議決の一部改正について
- 日程第18 発議第9号 本巢市議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 常任委員会委員の選任について
- 日程第20 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第36号 本巢市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第37号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第38号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第39号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第40号 行政財産の無償貸付について

- 第8 議案第41号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 第9 議案第42号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 第10 認定第1号 平成26年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 第11 認定第2号 平成26年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 第12 認定第3号 平成26年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 第13 認定第4号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 第14 認定第5号 平成26年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 第15 認定第6号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 第16 認定第7号 平成26年度本巢市水道事業会計決算について
- 第17 発議第8号 地方創生特別委員会設置議決の一部改正について
- 第18 発議第9号 本巢市議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第1 議会議長辞職の許可について
- 追加日程第2 議会議長の選挙について
- 追加日程第3 議会副議長辞職の許可について
- 追加日程第4 議会副議長の選挙について
- 第19 常任委員会委員の選任について
- 第20 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第5 議会だより編集特別委員会委員辞任の許可について
- 追加日程第6 議会だより編集特別委員会委員の選任について
- 追加日程第7 議員定数等検討特別委員会委員辞任の許可について
- 追加日程第8 議員定数等検討特別委員会委員の選任について
- 追加日程第9 議案第43号 本巢市監査委員の選任について
- 追加日程第10 もとす広域連合議会議員の選挙について

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏑本規之	4番	黒田芳弘
5番	船渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	石川 博紀
教育長	白木 裕治	総務部長	神谷 義幸
企画部長	大野 一彦	健康福祉部長	村瀬 正敏
産業建設部長	青木 幹根	林政部参事兼 部長心得兼尾 総合支所長心得 兼総務産業課長	蜂 矢 嘉 徳
上下水道部長	三浦 剛	教育委員会 事務局 長	岡崎 誠
会計管理者兼 会計課長	村瀬 敏勝		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤 正和	議会書記	杉山 昭彦
議会書記	大久保 守康		

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

御連絡します。市民環境部長の片岡俊明君が、けがのため本日の会議に出席できない旨の報告を受けておりますので、お知らせをいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号16番 上谷政明君と17番 大西徳三郎君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 高橋勝美君。

○文教福祉委員会委員長（高橋勝美君）

それでは、文教福祉委員会からの報告をいたします。

9月18日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催しました。

委員会には、委員6名と議長が出席し、提案説明のため、藤原市長、石川副市長、白木教育長、各所管部局長のほか関係職員の出席を求め、付託案件3件の審査と協議案件2件の協議を行いました。

初めに、市民環境部関係の付託案件である議案第39号 本巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、認定第2号 平成26年度本巣市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定第3号 平成26年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第41号 平成27年度本巣市一般会計補正予算（第2号）について及び認定第1号 平成26年度本巣市一般会計歳入歳出決算について協議しましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、健康福祉部関係の協議案件に移り、初めに議案第41号 平成27年度本巣市一般会計補正予算（第2号）について協議しましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

続きまして、認定第1号 平成26年度本巢市一般会計歳入歳出決算について協議しました。委員からは、1つ、介護予防事業であるキラリ元気アップ教室の開催回数及び内容について、1つ、認知症患者を抱える家族を対象にしたいいきいきサロンの開催について等の質疑がありました。

次に、教育委員会関係の協議案件に移り、議案第41号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について及び認定第1号 平成26年度本巢市一般会計歳入歳出決算について協議しましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、文教福祉委員会の報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

9月24日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には、委員6名と議長が出席し、藤原市長、石川副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件6件の審査と協議案件2件の協議を行いました。

初めに、産業建設部及び林政部関係の付託案件である議案第40号 行政財産の無償貸付についてについての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第41号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について協議をいたしましたが、委員からは、1つ、河川工事にかかわる漁業協同組合への事前説明について、1つ、野生獣肉処理加工施設建築補助金の補助対象者の入札執行予定についての質疑がありました。

次に、認定第1号 平成26年度本巢市一般会計歳入歳出決算について補足説明を受けた後、協議しましたが、委員からは、1つ、麦の作付に対する補助制度について、1つ、農業用機械購入に対する補助制度について、1つ、入札にかかわる指名業者選定時の市内業者と市外業者の取り扱いについて等の質疑がありました。

続いて、上下水道部関係の付託案件、議案第42号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、認定第4号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、認定第5号 平成26年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、認定第6号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について、認定第7号 平成26年度本巢市水道事業会計決算についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第41号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について補足説明を受けた後、協議をいたしましたが、委員から、1つ、農業集落排水処理施設の汚泥を活用したコンポストの配布状況と脱塩装置の有無について、1つ、災害時における上下水道・簡易水道の施設の対策についての質疑等々がありました。

また、認定第1号 平成26年度本巢市一般会計歳入歳出決算について補足説明を受けた後、協議しましたが、委員からは、1つ、農業集落排水の接続率についての質疑等がありました。

以上、産業建設委員会からの御報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

次に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 江崎達己君。

○総務企画委員会委員長（江崎達己君）

9月25日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催しました。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、石川副市長、各所管部長のほか関係職員に出席を求め、付託案件3件、協議案件2件についての審査と協議を行いました。

議案の審査・協議に入る前に、今回の補正予算に取り壊し経費が計上されている旧外山連絡所の現状及び整備が完了した樽見鉄道本巣駅のトイレの現地視察を行いました。視察後、委員会を再開し、初めに総務部関係の付託案件である議案第36号 本巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第41号 平成27年度本巣市一般会計補正予算（第2号）についての協議では、委員から、旧外山連絡所の取り壊し後の土地利用についての質疑がありました。

また、認定第1号 平成26年度本巣市一般会計歳入歳出決算についての協議では、委員から、物品の決算年度中の増減高の車・船類のマイナス10は車を処分した台数であるのかという点が1つ、不用額調書の情報システム機器や災害用備蓄品の額が多い理由について、1つ、市営バス路線の研究費について、1つ、防火水槽補修工事の不執行について、1つ、市税の滞納整理のための差し押さえについてなどの質疑がありました。

次に、企画部関係の議案に入り、付託案件である議案第37号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第38号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

続いて、協議案件である議案第41号 平成27年度本巣市一般会計補正予算（第2号）についての協議では、委員から、産業創出協議会の内容について、空き家調査委託料の内容について、Wi-Fi設置工事に関する各部署の連携についてなどの質疑がありました。

また、認定第1号 平成26年度本巣市一般会計歳入歳出決算についての協議では、委員から、1つ、地域おこし協力隊のセミナー及び先進地視察を実施しなかった理由について、1つ、旧長嶺小学校舎維持管理事業の未執行理由について、1つ、市民活動推進助成金と市民発案事業の関連等についてなどの質疑がありました。

以上、総務企画委員会からの報告とします。

○議長（黒田芳弘君）

次に、地方創生特別委員会の報告を委員長に求めます。

地方創生特別委員会委員長 道下和茂君。

○地方創生特別委員会委員長（道下和茂君）

それでは、地方創生特別委員会の報告をいたします。

9月7日午前9時から、第7回の委員会を本庁舎3階第1委員会室において開催をいたしました。

委員会には、委員7名と議長が出席し、地方創生特別委員会に係る付託事項の変更について協議をいたしました。

3月定例会における委員会設置議決の際、付託事項は総合戦略の策定に関する調査・研究と規定をされておりましたが、委員会では付託事項を追加することとし、本日の議案として議長に提出をいたしました。付託事項の追加内容については、後ほどの地方創生特別委員会設置議決の一部改正の提案の際、説明をさせていただきます。

以上、地方創生特別委員会の報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

次に、議員定数等検討特別委員会の報告を委員長に求めます。

議員定数等検討特別委員会委員長 村瀬明義君。

○議員定数等検討特別委員会委員長（村瀬明義君）

9月15日、第6回議員定数等検討特別委員会を開催いたしました。

委員会では、委員6名のほか議長が出席し、9月7日の第11回議会全員協議会の結果を受けて、条例改正案等について検討をいたしました。

まず、議員定数については、本日の追加議案である本巢市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてにより、本会議に諮ることといたしました。

次に、議員報酬に関しては、9月3日の議会全員協議会で説明した「次代を担う議員の定数及び報酬について」の書面を議員定数条例採決後、市長に提出することにしました。

なお、議員定数等検討特別委員会については、議員報酬等の結論が出るまで、今後も継続して調査・研究することといたしました。

以上、特別委員会からの報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第36号から日程第5 議案第38号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第3、議案第36号 本巢市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから日程第5、議案第38号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第36号から議案第38号までについては、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 江崎達己君。

○総務企画委員会委員長（江崎達己君）

それでは、報告させていただきます。

付託案件、議案第36号 本巢市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、審査の経過と

結果について報告します。

初めに、総務部長から補足説明を受けた後、質疑を行いました。

委員から、マイナンバー制度の法制化に関する条例改正であるが、内閣府等の調査結果でも、多くの国民が十分に理解していない状況の中で制度が進められていくことへの考えについての質問がありました。データをインターネット回線から分離する等の環境を整え対応していく等の旨の回答があり、年金機構の情報流出等の検証や検討が十分なされていない段階でこの制度を進めていくことや、適用範囲が広められていくことへの市民の不安への対応についての質問には、広報紙等で周知、少しでも不安を緩和できればと考えているとの旨の回答がありました。

また、市内業者の情報管理の状況についての質問には、業者のマイナンバー制度への対応状況は把握しかねる旨の回答があり、商工会等を通じた周知が必要ではないかとの要望がありました。

採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第37号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

審査では、委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第38号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

委員からの、景観審議会委員の報酬額を決定する条例であるが、委員会はどのような構成か、また具体的にメンバーが決定しているのかとの質問に、施行規則の中で、委員会は委員10名以内で組織し、学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の代表者、市民の代表者、その他市長が適当と認める者で構成すると規定されている。具体的なメンバーは10月以降に決定するとの説明がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

議案第36号 本巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この個人情報保護条例については、委員長報告にもありましたように、基本的にはマイナンバー

制度の開始に伴う改正であります。マイナンバー制度そのものが、今、非常に多くの問題を抱えている。その中で見切り発車をするような形で進められようとしているということを感じています。

主な問題を3つ申し上げると、1つは、委員長報告にありましたように、国民の多くがこの制度自体を理解していないということが政府の統計でも明らかになっている。2つ目には、年金機構の大量のデータ流出があったにもかかわらず、そのことについての防止策なり対応なりがまだ確立していない。そういう状況でこれを進めれば、同じようなことが起きてくる危険性が確実に残されているというのが現状だろうというふうに思います。3つ目には、当初は、この制度を始めるときに、ごく限られた部分を対象にやるんだというふうに言っておりましたがけれども、時がたつにつれ、どんどんその範囲が拡大し、最終的には国民一人一人の全てのデータを国が一括管理し、管理国家に変えていこうという意図が、もう今では見え見えになってきているという状況だというふうに思っています。

そうしたことから、こうしたマイナンバー制度の導入にかかわる条例改正については、反対をいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

反対討論が出ましたので、賛成討論をさせていただきます。

この条例改正は、もともと国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成25年5月に制定され、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤として、住民票を有する全ての人は1人1つの個人番号を持つことになりました。

本巢市としては、国の制度を受けて今回の改正をするわけで、特に個人番号はそれ以外の個人情報と比べ強力な個人識別機能を有することから、番号法では、個人番号をその内容に含む特定個人情報について、従来よりもさらに厳格に保護措置を講じることとされており、番号法第31条においても、地方公共団体は保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じることになっております。

本巢市においても、この番号法の趣旨を踏まえ、その厳正な管理と適正な運用を行っていくため、この条例を改正しようとするものでありますから、何ら反対する理由はありません。

以上で賛成といたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第36号 本巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第37号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第37号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第38号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛

成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第38号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第39号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第6、議案第39号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第39号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長より審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 高橋勝美君。

○文教福祉委員会委員長（高橋勝美君）

議案第39号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

補足説明の後、質疑を行い、委員からの通知カード及び個人番号カードの追記欄には何を記載し、余白はどの程度でいっぱいになるのかとの質問には、住所変更、結婚による名字の変更等について記載する欄であり、手書きの場合は2回程度の記載によりいっぱいになりそうです。このため、専用ライターを購入し、できるだけ多くの変更に対応できるようにしたい旨の説明がありました。

また、個人番号カードの有効期限についての質問には、20歳以上は10年、20歳未満は5年の有効期限であると説明がありました。

また、個人番号カードのパスワードについての質問に対しては、4桁の数字と6桁の英数字の2種類のパスワードが必要で、生年月日などカードの記載内容から推測されるような番号は避けてほしいとの旨の説明がありました。

また、個人番号カードの受取場所と代理受け取りについての質問に対し、カードは、市内の4庁舎の窓口で受け取りを予定しており、代理受領についても条件を満たせば可能である旨の説明がありました。

採決の結果、全会一致をもって議案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

本件もマイナンバー制度の導入に伴うものであり、先ほども申し上げたので重複は避けませんが、この制度が今度始まってくるので、新聞に、例えば家庭内暴力で避難している女性の声が載っておりましたけれども、これが執行されることによって、直接的にはわからないにしても、今の居所が何らかの形で類推されていく危険があるということで不安の声が載っていました。そういった国民の不安にちっとも答えていないまま、今、見切り発車するということについては、やっぱり問題だと。当然延期して、さらにそうした体制を整えるべきだという意味からも反対をいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

この手数料徴収条例の一部改正というのは、従来の住民基本台帳カードの交付手数料が廃止されたということで、新たに通知カード及び個人番号カードの再交付手数料が追加されたということでありますので、今後に向けての条例の改正であり、何ら問題はないと思いますので、賛成といたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第39号 本巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第40号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第7、議案第40号 行政財産の無償貸付についてを議題といたします。

議案第40号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに

結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

付託案件、議案第40号 行政財産の無償貸付について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

補足説明の後、審査に入りましたが、委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第40号 行政財産の無償貸付については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第41号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第8、議案第41号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第41号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第42号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第9、議案第42号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第42号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

付託案件、議案第42号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

補足説明の後、審査に入りましたが、委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第42号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 認定第1号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第10、認定第1号 平成26年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この一般会計につきましては、当初予算のときに幾つか指摘をしてきましたが、その中で3つ主なものとして質問したいと思っておりますけれども、そのうちの1つは、市民投票に係るワークショップの問題とかです。これにつきましては委員会で発言をいたしましたので省略いたしまして、あと2点ですが、1つは、保育士が今回の決算でも相変わらず不足しているという状況が明らかになっています。その中で、去年の3月議会のときの市長の答弁として新しい方向を打ち出されました。このように言われましたが、現場の中で今働いておられる方でも、35歳を過ぎた方々で受験資格がない方でも、しっかりした方々がおられれば新年度の選考材料にしているということで、そういうようなことも踏まえながら、保育士の不足を賄っていこうという方針を示されましたが、この間どのような対応をされてきたか、お伺いしたい。

もう1つは、産業建設部の関係で、狭小な道路、狭隘道路の整備の問題につきまして、これまで二、三回質問してはいたしましたが、当初予算のときにも、改めて狭小な道路の整備の問題について、いろいろな矛盾や障害を生じないような対応をやっぱり考えるべきだということで申し上げたところ、早急に詰めて検討していきたいという答弁がございました。このことについてどのような検討がなされ、どういう方向に向かっているのかをお伺いします。

○議長（黒田芳弘君）

それでは、1点目について、健康福祉部長に答弁を求めます。

村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、1点目の保育士関係の御質問の回答でございますが、平成26年度におきましては、退職者2名に対し、採用を4名ということ。それで平成27年度につきましては、7名の採用をさせていただきました。そのうち、一般募集につきましては4名、先ほどお話がございました社会人枠ということで、3名の方の採用を27年度に実施しているというような状況でございます。

資格要件につきましては、保育士及び幼稚園教諭の両資格を有している方で、勤務経験が5年以上の方ということで、年齢につきましては、29歳から45歳の間ということで27年度の採用をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

2点目の質問について、産業建設部長に答弁を求めます。

青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の集落内の4メートル未満の狭小路線の改良につきましては、平成23年度より用地を御寄附いただきまして、物件につきましては受託費用をお支払いするというような状況でございます。

集落内の道路改良工事の実際の本数としましては余り多くはございませんけれども、やっぱり自治会長さんから同意を、ということではなかなか改良が進まないの、見直しをお願いしたいというような意見もお聞きしているところでございます。

この件につきましては、以前にも御質問をいただいております、その都度検討したりとか、早急に検討したいというようなことも御回答させていただいているところでございますが、この方針が、実際に運用されてから実は5年目になりまして、この間に多くの方に御協力をいただいた経緯もございますので、改良は難しいところがございますので、慎重に検討しなきゃいけないのかなあと考えているところでございますので、御理解をいただければありがたいなあと思っているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

1点目についてですが、1つは、27年度、3人はこの社会人枠を使って採用したと。正規職員ということですね、きっと。そうすると、これまでも取り上げてきたのは、クラス担任が正職員でないということはやっぱり不正常的なので、まずこの解消をしてほしいということで申し上げてきましたけれども、こうした26年あるいは27年度の採用も含めて、クラス担任を正職化、率というのは、今すぐわかればどうなっているのか。2つ目は、今後もこうしたことをさらに強めていく考えなのか、お伺いします。

2つ目の問題については慎重に考えていくということですが、もちろん慎重に考えるべき内容だというふうには考えておりますけれども、ただ遅くなればなるほど、仮に見直しをするということになった場合に、後になればなるほど矛盾が広がっていくということはあるので、2つ目答弁いただいたように、早急にやるという、まさに文字どおり早急に対応しないと、余計矛盾が広がるだろうというふうに思っています。だから、慎重にやっていただくのは、このこと自体は結構ですけども、少なくともやっぱり今年度中には、そのあたりは本当に早急に進めていくべきだというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

答弁を求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、職員の採用でございますけれども、御質問がありましたので正職員としての採用でございます。

また、正職員以外にも担任を持っておるところがございますが、現時点では、13のクラスが正職員になっているというような状況になっております。また、今後の採用等につきましても、できる限り27年度と同様な方法というふうに検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

2点目について答弁を求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

今までも御指摘をいただいておりますので、時がたてばたつほど厳しい状況になっていくのは認識しております。ただ、状況がまだつかめていないものもございまして、早急に状況をつかんで、一定の方針を示さなきゃいけないと思うのは思っておりますが、まだ具体的な方向というのがちょっと早急にできませんので、お時間をいただければと思っております。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

歳入歳出決算説明資料の40ページでございますけれども、旧本巣及び本巣西保育園園舎解体事業の事業結果を報告いただいておりますが、実は、一般的に言います更地になっておりまして、更地になれば産業建設部へ移管されることになるんだろうと思います。そこで、この跡地利用、有効利用については地元の市長座談会でも話が出ておりまして、ワークショップ方法を採用して続けていくというお話が座談会でもございましたし、そのときも土地計画課の職員も御出席になっていたようで、内容については御存じだと思います。さらに、私が26年9月に一般質問をしまして、その答弁の中でも、地域の意向を反映するためワークショップを開催しますという答弁もいただいておりますが、そのワークショップ手法をどのように進められたか、あるいは現状についてお聞きをしたいと思っております。

○議長（黒田芳弘君）

答弁を求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御指摘をいただいていた保育所の跡地でございますが、昨年9月の議会において、議員から一般質問をいただいて、御回答をさせていただいたところでございます。昨年の8月に地元のほうで説明会をさせていただきまして、今、お話がございましたように、ワークショップを進めて整備をしていきたいというようなお話をさせていただいたところでございます。

その方針を受けまして、昨年度撤去工事を行いまして、今年度は広場として御利用いただいて、今後どのような時期に整備していくのがいいのかということ地域住民の方に御検討いただいて、来年度以降ワークショップを含め、その後、必要な整備をしたいというような思いでございました。ことしに入りまして、この部分につきまして、地元自治会長様にも都市計画課のほうからお話を申し上げているところでございますが、現時点では、具体的にやりますというようなお話をいただけていない状態でございます。昨年度、結構いろいろ動きがあったわけでございますが、ことしの4月からお話をさせていただいた段階でも、意外に反応が鈍化しているのかなというような状況でございます。

今後におきましては、また自治会長様から整備要望を受けましたら、既定の予定どおり住民ワークショップを開催するなど、整備を進めていきたいと考えているところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

本巢のほうにつきましては、跡地といろいろ周辺の情報を御存じかと思いますが、絡みがあって、いろいろな意見も最近出ているようでございますけれども、過去を調べていただきながら、過去には自治会長会の会長として要望書が市長に出ていると思いますので、その辺ももう一度調査・精査していただいて進めていっていただきたいと思います。要望です、これは。よろしくお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、討論いたします。

昨年、私、討論の中で、国民の暮らしのあらゆる分野に不穏な足音が迫ってきている。そうした中で、地方自治体の役割が改めて問われているということを申し上げました。この9月には、国民多数の世論を無視して、戦争法とも言うべき安保法を強行採決いたしました。こういうことから考えれば、昨年よりもさらに事態は深刻になっているのではないかというふうに思っています。それだけに、なおさら自治体は自治体として可能な限り市民を守る防波堤としての役割を果たしていくことが求められているというふうに思っています。

そうした観点から、26年度予算案に対する討論で指摘しました主に2点について申し上げたいと思います。

1つは、市民討論のあり方、考え方についてであります。

委員会でいろいろと意見を申し上げましたけれども、昨年、市民討論のあり方については具体的な例を挙げながら問題を提起いたしました。26年度は第2次総合計画の策定にかかわって市民協働をどう進めていくのかというのが問われました。そういう中で、市民アンケートあるいはワークショップということが開催をされました。しかし、予算案の審議の中で、私はワークショップについても、予算を見る限り形式的に終わる懸念があるというふうに申し上げ、大塚古墳公園の例を挙げて、ワークショップのあり方を考えるべきだということを申し上げました。これに対して、執行部からは、ある程度テーマを絞ってワークショップを開くというようなことも考えながら内容を検討するという答弁がございました。けれども、残念ながら結果はそうになっていない。

2つ目は、具体的な内容が曖昧なまま漁業振興費の補助金が大幅に増額され、結果的には、今、不執行に終わっていいです。予算編成段階でさらなる精査が必要だったというふうに思います。この問題に限らず、委員会でも指摘いたしましたけれども、予算成立後に内容の精査をした結果、多額の不用額を生んでいるということが今回の決算でも多々あらわれています。そのこと自体は必要ではありますけれども、予算化に当たって、さらなる十分な精査をすることこそ、さらにもっと求められているのではないかとこのように思わざるを得ません。

また、今回の一般質問でも取り上げましたエアコンの設置工事をめぐる疑問というのがございます。エアコンの設置自体は大いに歓迎すべきことだというふうに考えておりますけれども、入札結果を見ると、余りにも不自然で談合の疑いを持たれても仕方がないというような状況でありました。こうしたことに対して、残念ながら何ら対応がなされていないということが不思議に思えてなりません。

今後の検討に期待したいとは思いますが、今申し上げた3点をもって反対討論といたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

反対討論が出ましたので、賛成討論をさせていただきます。

本巢市の財政状況は、行財政改革大綱に基づく行財政改革実施計画の着実な推進、歳出削減の積極的な取り組み及び安定した市税収入の確保などにより、財政の健全化判断比率においても国が示す基準以下となっており、現段階では健全性が保たれるということが何よりと思います。

しかし、今後の財政見通しでは、普通交付税が平成31年度には一本算定となり、臨時財政対策債と合わせた、いわゆる広義の交付税の額が大幅な減額となり、市が自由に使える一般財源は約19億

円の減となるなど厳しい財政運営が求められているものです。

合併後、上昇した経常収支比率は、今までの経費削減効果により減少傾向にあるものの、施設を含めた無駄な経費の削減や効果の低い事業の廃止・手法の検討により、さらなる削減や事務事業評価システムにより既存の事務事業の継続の可否や手法の検討もされ、さらなる経費の削減が図られてきたところです。

平成26年度の決算において、一般会計の決算総額は、前年度と比較し、歳入歳出ともに増額となっており、実質収支は8億3,241万2,000円、単年度収支は2億8,788万3,000円とともに黒字となっております。監査委員さんの審査結果の報告にもありましたように、歳出構成において、前年度と比べ、経常的経費の割合は1.5ポイントの上昇、投資的経費は1.9ポイントの低下としていることから、また引き続き経常的経費の節減を図り、財政が硬直化しないように弾力性のある財政の維持に努めることや、不用額については、前年度と比較し、一般会計と特別会計を合わせて総額で増加している。財源を有効活用するためには、不用額をできる限り縮減することが望ましいとの指摘がされています。一般会計歳入歳出決算書全て適正に関係法令に準拠して作成されており、誤りがないことが報告されており、予算の執行及び関連する事務は適正に行われていると報告されていますので、賛成するものであります。

これにより賛成討論とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、認定第1号 平成26年度本巢市一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。10時40分に再開をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

午前10時21分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

日程第11 認定第2号及び日程第12 認定第3号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第11、認定第2号 平成26年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について及び日程

第12、認定第3号 平成26年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを一括議題といたします。

認定第2号及び認定第3号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 高橋勝美君。

○文教福祉委員会委員長（高橋勝美君）

認定第2号 平成26年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告します。

補足説明の後、質疑を行いました、委員からの質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしましたことを報告いたします。

認定第3号 平成26年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告します。

補足説明の後、質疑を行いました、委員からの質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

以上、報告します。

○議長（黒田芳弘君）

認定第2号 平成26年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第2号 平成26年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第3号 平成26年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この後期高齢者医療制度というのは、もともと高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるようにする制度だというふうに建前としては言われてまいりましたけれども、実際はそうではなく、高齢者の負担が年々重くなっていくという状況が顕著になってきています。この制度のこうした問題点と同時に、この運営に係る体制にも問題があるというふうに言わざるを得ません。つまり、市民や県民の立場に立って議論すべき、この後期高齢者の広域連合議会という機会が、ほとんど市長らで構成されているということから、活発な議論が期待できないという欠陥が生じています。

国の制度上の問題で何ともならないという部分がありますけれども、しかし、その運営上の問題については、この岐阜県内で広域議会なりできちんと論議ができれば、一定の方向性が出せるだろうというふうに思いますけれども、残念ながらそういう状況になっていない中で、この間進められてきたし、またこれからも同じような状態で続いていくだろうという後期高齢者医療制度の会計についても、今の段階で是とするわけにはいかないということから、反対をいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

反対の討論が出ましたので、賛成の討論をさせていただきます。

高齢化の進展に伴いまして、著しい増加率をもって医療費がふえ続けていくことが予想されております。こうした中で、この後期高齢者医療制度は、これを全世帯で支えていくことで持続可能な制度としようとするものであります。今後も高齢者の方が消費税の増税、年金支給額の切り下げという厳しい生活環境の中に置かれましても、安心して生活を送っていただけるよう、持続可能な制度として運営されることが必要との観点から、賛成といたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、認定第3号 平成26年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第13 認定第4号から日程第16 認定第7号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第13、認定第4号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてから、日程第16、認定第7号 平成26年度本巢市水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

認定第4号から認定第7号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

付託案件、認定第4号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

補足説明後、審査に入りましたが、委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

認定第5号 平成26年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

補足説明後、審査に入りましたが、委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

認定第6号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

補足説明後、審査に入りましたが、委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

認定第7号 平成26年度本巢市水道事業会計決算について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

補足説明の後、審査に入りましたが、委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（黒田芳弘君）

認定第4号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第4号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第5号 平成26年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第5号 平成26年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第6号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第6号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第7号 平成26年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第7号 平成26年度本巢市水道事業会計決算については、認定することに決定しました。

日程第17 発議第8号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第17、発議第8号 地方創生特別委員会設置議決の一部改正についてを議題といたします。

発議第8号について、提出者に説明を求めます。

10番 道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

それでは、提出者、賛成者を代表いたしまして、発議第8号 地方創生特別委員会設置議決の一部改正についての提案説明をさせていただきます。

なお、提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

9月3日の第10回全員協議会において御報告申し上げましたが、地方創生特別委員会の付託事項は、総合戦略の策定に関する調査・研究とされておりました。今回の設置議決の一部改正は、特別

委員会の付託事項を追加するものであります。

追加事項の1項目めは、総合戦略の推進及び効果検証に関する調査・研究に関すること。

2項目めは、地域の活性化に関する調査・研究に関すること。

以上、2つの事項を追加する改正であります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今回の追加は、今説明がありましたように2つであります。

1つは、策定に関する調査・研究から、さらに進んで推進及び効果検証という項目を加えました。こうした総合戦略の推進、普通考えれば、推進というのは執行機関の任務であります。あえてここに、この推進ということ盛り込んだ意図はどこにあるのか、お伺いしたい。

2点目は、(2)で地域の活性化に関する調査・研究に関することというふうになっておりますけれども、こういう言い方をすれば、もう何でもありという形になってくるんじゃないですか。どんなことでも地域の活性化に関するというふうに言えばほとんど言えるので、そのことがもともと地方創生に関する特別委員会をつくったときの趣旨から大きく離れて何でもありの、特別委員会に委ねられるような形になっていく危険性というのは普通にあるというふうに思わざるを得ませんが、その辺はどういうふうに考えて提案されたのか、お伺いします。

○10番（道下和茂君）

お答えいたします。

総合戦略の策定の段階で、議員各位から事業提案をいただきました。総合戦略の策定は、推進委員会での策定が終わり、現在では市民のパブリックコメントを残すのみとなっておりますが、今後は、総合戦略の推進及び効果検証の進捗状況などを見ながら、議会としての立場から住民の意見などをお聞きしながら提言・助言するものであり、何ら執行権の侵害に当たるものではないと考えております。

1点目の、地域の活性化でございますが、地方創生は地方を元気にするというものであり、本巢市においても例外ではなく、本巢市には合併前のそれぞれの4つの地域がございます。それぞれが課題もあり、そうした課題を議員としての立場で調査・研究しながら、また本巢市全体が活性化するような調査・研究ができればという考えで提案をしたものでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

1番目の問題については、実際、この戦略を推進するのではないと。あくまでも意見を言うため、議会としての意見を申し上げるだけで、推進という言葉で一般的に言われる執行権にかかわるようなことは一切あり得ないというふうに断言をされているというふうに考えていいのかということと、2番目は、今説明されましたように、2番目についてはそういう内容であれば、この地方創生特別委員会の話ではなくて、別の話じゃないですか。それは、これだけされれば、これと離れて地域の活性化をどう進めていくかということで改めて全体の中で検討して、どういう方法がいいのか、議会としてどうかかわっていくのかということをやすべきで、この中に含めてしまうと、この地方創生特別委員会に選ばれた一部の人が全てのことを担当して進めていくという形になっていくということにはならないですか。

○10番（道下和茂君）

まず1点目にお答えします。

執行権の侵害にならないかということですが、議員御承知のとおり、議員としては執行権を行使する権利は何らございません。だから、いかに本巢市をよくするかということの提言・助言という解釈で結構でございます。

それから、2番目の地域の活性化をということですが、やはり先ほど申し上げましたように、地方創生は地方を元気にするということがございます。地方創生に関係する部分についてやっていきたいという考えでございます。また、あらゆる分野と言いましても、それぞれ地域に課題がございます。それを特別委員会だけで全部をこなすということは到底無理な問題であり、やはり大きなそれぞれの地域が抱える問題を我々議員として、また他市町の視察なども含めながら、どうしていったら本巢市が活性化するかということを議員の立場で研究するのでありまして、全部を網羅して研究するというにはならないと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

非常に言いにくそうにされておりますけれども、でも文字どおりとれば、全てを対象にできるわけですね、これは。地域の活性化、地域というのは北部もあるし、南部もあるし、中山間地もあります。全てを含んで地域の活性化に関することをこの特別委員会でやっていくんだというふうに、文章上はそうなっているんです。だから、そういうことであれば、それはまた別の話として考えるべき問題で、今言われた北部の振興策をじゃあどう考えていくかということについて、以前、北部のそうした振興、特別委員会をつくったらという提案もあって、途中で取り下げられましたけれども、そういった別の形でも進めていくべきで、このあらゆるものを含む可能性がある文言が書かれているわけですから、実際にはそうではないと言われても、じゃあやっていく中でどこまで進んでいくかということは全くわからないという懸念を持たざるを得ません。

だから、やっぱりこのことは、別の問題として考えるべきだというふうに私は思わざるを得ません。今、個別の問題について若干触れられた、そういったことについて個別の対応をするということで考えれば、これは全くここに追加すべき内容ではないというふうに判断を私はしておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

追加する内容ではないと言われましても、やはり特別委員会でも皆さん協議いたしまして、それぞれの地域の抱える課題、これは議員として当然行っていくべきであり、その段階において、全議員におろす必要があるれば、それは随時考えていきたいと思っておりますので、これを追加で発案をするということは、私は別に何ら問題ないと思っております。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第8号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第8号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

先ほども申し上げたように、文章を素直に読み取れば、何でもありという委員会にするという意図が見え見えであります。一部の議員が、議会としてではなく特別委員会という一部の議員で物事を何でも進めていく、そういうやり方にどうしてもとらざるを得ないような書き方になっていきます。だから、このままでは到底承服することはできません。だから、本来の趣旨に戻って考えるべきだということを申し上げて、反対討論とします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

反対の討論がありましたので、賛成の討論をさせていただきます。

策定及び効果検証を追加するところなのですが、地方創生の総合戦略は2015年から2019年までの5年間の政策目標の施策であります。日本の現状を踏まえ目指すものは、2008年に始まった人口減少は今後加速的に進むこと、また人口減少による消費・経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな重荷となってくること、また国民の希望を実現し、人口減少に歯どめをかけ、2060年に1億人程度の人口を確保することを目標にしております、まち・ひと・しごと創生は、人口減少克服と地方創生に合わせて行うことにより、将来にわたって活力のある日本社会を維持することを目指しております。

議会の地方創生特別委員会は、当初は策定に関する委員会でしたが、議員としての責務は、議員の任期期間中はP D C Aによる効果検証、改善にも積極的に関与する必要があると考えております。よって、今後も継続して推進及び効果検証していくことが必要だと考えております。

また、国が進める地域創生以外にも、現在、策定委員会で進めている戦略はほぼまとまっておりますが、市の進める総合戦略の枠内にとられることなく、新しい本巣市の活力につながることはこの委員会で議論すべきではないかと、そんなことも考えております。

以上の観点から、この地方創生特別委員会議決の一部改正については、賛成をいたします。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、発議第8号 地方創生特別委員会設置議決の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第18 発議第9号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第18、発議第9号 本巣市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第9号について、提出者に説明を求めます。

12番 村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

では、発議第9号 本巣市議会議員定数条例の一部を改正する条例について。

本巣市議会議員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規

則第13条の規定により提出する。

提出者、村瀬明義、賛成者、中村重光君、同じく大西徳三郎君、同じく上谷政明君、同じく若原敏郎君、同じく堀部好秀君。

それでは、提出者、賛成者を代表いたしまして、発議第9号 本巣市議会議員定数条例の一部を改正する条例についての提案説明をさせていただきます。

6月定例会において、本巣市議会にふさわしい議員定数等について調査・研究するため議員定数等検討特別委員会が設置され、議員定数等について検討をいたしました。委員会の結論としては、議員定数については、他市議会の議員1人当たりの人口はその多くが2,000人を超えており、人口3万5,000人ほどの本巣市においては定数16人が適当であるとの結論に至りました。

以上のことから、改正内容につきましては、本巣市議会議員定数条例に規定されております議員定数「18人」を「16人」に改めるものであり、改正後の条例は公布の日から施行し、次の一般選挙から適用するものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

全協の説明の中でも、たくさんの資料を取り寄せて種々検討をされてきたという報告がございました。ただいまの提案の中では、主に人口に対する定数を理由とされておりますが、私たちの議員の地位というのは、はっきり言うとおあれでおるわけでありますが、そんな意味で種々資料を取り寄せ、検討されたということをおっしゃっていらして、その資料をお願いしたんですが、いまだに見せてもらえないものですからお聞きをするわけでございますけれども、私たち議員の地位というものをお返しに、市民の皆さんの意見が必要ではないかと思うんですね。全体の市民の意見というのは、なかなか言おうとしても困難だと思いますけれども、市民の意見をお聞きになったことはおありでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

委員会の中の、全協でも御説明しましたとおり、報酬、人口とか、議員定数とか、財政資料とか、そういう資料に基づきまして検討をさせていただきました。

[発言する者あり]

要は、その資料に基づいたということだけでございます。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

はっきり答弁いただけませんが、市民の御意見とか考え方は一切取り入れていないというふうに判断してよろしいでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

先ほど申しましたように、資料に基づいて検討を委員会の中で行いましたということでございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鰐本規之君。

○3番（鰐本規之君）

ただいま提出者の御意見を伺いまして、またそれぞれの議員の方から質問があったかと思っておりますけれども、私としては、市議会議員は市議会議員の立場というよりも、市民の声の代表者であり代弁者というふうに思っております。

委員長の報告の中におかれましては、当然それぞれの賛成された方々には、当然市民の声の代弁者としての発言の中において議論をされたと思っております。当然、本巣市の中の多くの市民が議員の削減に対して賛同の声を上げているということの中において、このような結論が出されたのではないかなあというふうに私なりに推測をしておりますが、そういうふうに解釈してよろしいか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

そのとおりでございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

2点伺いますが、1つは、今、市民の声は削減に圧倒的に賛成だというふうに理解しておるといふふうに言われたけれども、そのことについて実際に委員会で、じゃあ市民の声を聞いてみようということがなかったと。そういうことも判断材料にはしなかったと。データをもとにやっただけだ

というふうに言われました。そうすると、じゃあやっぱり市民の声がどうだったかということについては断言できるような状況ではないわけですね。だから、その辺のところは矛盾があるのではないのでしょうかということと、もう1つは、議員定数の問題と報酬の問題を今度は一体として進めてこられた。今回この提案についてはもちろん定数の問題だけでありますけれども、でもこれと報酬をセットで委員会で論議されて、その上で定数についてはこうだという形で提案された。その2つを、報酬の問題と定数の問題というのは基本的に別問題というふうには私に思っておりますけれども、その点はあえて分けて考えるというようなことは論議がなかったんですか。

○議長（黒田芳弘君）

村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

先方の前の一つのほうの説明は、一応資料に基づいてやったということで、あとは御想像に任せますけど、一応、委員会の委員さんの中で資料に基づいて検討させていただいたということです。

もう1つ、報酬のほうの件ですけど、一応委員会の中では、そういう報酬を兼ねてという検討をするというお話でしたので、一応お話しはしましたけれども、報酬につきましては報酬委員会というところがございます。そこには私たちの意見はお話しできるかできないかということ、できないと思っておりますので、一応、報酬については我々の中のお話ということでお伝えするという程度で考えております。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

報酬については、これが可決されたら、市長に報酬審議会を開いて報酬の問題を検討するようという提言をするわけでしょう。そういう報告だったと思うんですね。だから、先ほど聞いたように、定数の問題と報酬の問題はセットで検討されてきた。報酬を幾らにするとかいうことは別の問題として、報酬の問題とセットで進めてきた、そういうやり方自体が本来の姿ではないんじゃないかと。定数の問題は、あくまでもこの本巢市に見合った定数はどうなのかということで検討すべきだし、報酬の問題は全く違う問題として検討するのが本来の筋だと思うんです。だから、そういうことが委員会の中できちんと論議をされたのかどうかということですが。

○議長（黒田芳弘君）

村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

定数について、この資料に基づいて検討したということでございます。

要は、報酬の件につきましては、それに伴う意見というんですか、そういうお話でございますので、一応皆さんのお話をもとにして、報告というか、そういう格好をとっているわけで、一応、議員定数が主でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

違った面で1つお尋ねを申し上げます。

現況、3つの委員会がございますが、委員会の運営についてのお話はございましたか。16となると、どのような委員会の構成になるのか、また円滑な今までのような委員会が運営できるのか、その判断はどのようございましょうか。お話し合いがあったら御報告を願います。

○議長（黒田芳弘君）

村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

委員会については、検討委員会の中で話は出ておりません。定数についての検討をいたしましたので。委員会としては、まだそこまでは進んでおりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

9番 安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

定数を2削減するということが16ということになれば、当然委員会の構成人員も影響するわけがございますね。それを検討なかったということですか。

○議長（黒田芳弘君）

村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

ありません。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第9号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第9号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

それでは、反対討論をさせていただきます。

何度もお聞きしていますように、市民の声、考え方をどうも聴取されてされていないような報告でございます。くどいようではございますけれども、議員の地位というのは、主権者である市民の直接選挙によって支持を得ている以上は、やはり市民の皆さんの意見を何かの形で聞きながら、そしておっしゃっておりますように、たくさんの資料を検討されたということでございますけれども、その中でやっぱりそういうものを入れておくべきではないかと思えますし、一方、それじゃあ議員は市民の皆さんに何をしていくかということは、一つの例としては、やはり議会改革を進めていくことではないかと思えます。

そんなことで、基本ではございますけれども、議会の使命とか、議員の責務・職務、もっと大事なものは資質、品格、そんなことを含めて議会はどうあるべきかという議会改革を進めていき、そのことを発表しながら市民の皆さんに評価を受けることではないかと思うんですね。そういうことをすれば、その過程の中では、必ず議員定数に触れられてくる意見が出てくるというふうには思っておりますので、そういうことで2つの意見で反対討論としたいと思えます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 中村重光君。

○11番（中村重光君）

ただいま反対討論がありましたので、賛成討論を行います。

私ども6名は、皆さんから指名をされ、議員定数等検討特別委員会の委員に議会の命を受け、責任の重さ等々、市民の代表として恥じることのない結論を見出すべく、村瀬委員長を中心に6回の委員会を開催いたしまして、ただいま御提案をされております発議第9号の内容を決定いたしました。「次代を担う議員の定数及び報酬について」は、各種多数の参考資料等々を基本に真剣に全力投球の議論をさせていただきました。議員減に関する案件、議員みずからが身を切る関連案件のため、厳しい意見も出ましたが、委員全員の汗と涙と努力により定数2減を全員了解のものと結論となりました。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、賛成討論を聞きましたけれども、先ほどの質疑から、問題、我々がちょっとおかしいんじゃないかというふうに申し上げているのは、やっぱり物事を進めていく手順の問題で、どこで市民の意見を吸収しながら最終的な結論へ持っていくのかという手順の問題について、やっぱりおかしいんじゃないかということをおし上げてきましたが、そのことについての反論はございませんでした。

また、報酬と定数を一体化して物事を進めていくということについても疑問を呈しました。そのことについても、何ら先ほどの提案者の中からもきちっとした回答がないという状況の中で、到底これを是認することはできないというふうに考え、反対をいたします。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今、議題になっております発議第9号において、賛成・反対の意見が出ましたので、私も討論に参加させていただきます。

議員というものの価値観、物の考え方の相違だろうかあとという思いをしております。私は、ここに議員のバッジをつけさせていただいておりますけれども、これは市民の方から、鏑本、議員として私たちの声を行政に届けてくれという中において選ばれてきたと思っております。

今回、この議案に対して賛成するものでありますので、賛成討論とするわけなんですけれども、当然賛成するにしても反対をするにしても、それぞれの中において、議員として多くの市民の方々の御意見をいただき、その御意見の中から、やむを得ず議員が議員として議員だけの立場で言うとするならば、選挙等々を含め、議員定数は多いほうが議員のバッジをつけるチャンスが多いわけにありますけれども、あえて削減に踏み切ったということは、市民の大半が議員の定数を削減するべきであるという声を各議員の方々に訴えたことによって、我が身を削る思いでこの発議第9号を提出したものと判断をしております。

よって、市民の声を多く聞いておる議員の1人として、この提案において賛成をするものであります。

以上、賛成討論とさせていただきますので、よろしく御審議の上、御賛同願いますようお願いをして賛成討論を終わります。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

先ほど申し上げましたように、3つの常任委員会は、市民の直接の声を反映する一番大切な委員会だという認識を持っております。そういった意味において、この委員会の運営方法に、議員の構成というようなところに検討がされていなかったということは、もう少しこの問題について検討を

重ねるべきでないかなあというふうに考えまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

賛成討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

反対討論がありましたので、賛成討論をしたいと思います。

先ほど議員定数等検討特別委員会の委員長が言われましたように、本巢市の人口を鑑みると、今の18人では1,900人台で、2,000人を切っております。その2,000人を主として2,000人を切っているところが、今、美濃市と飛騨市ですね。それ以外は2,000人を超えているという。これはある程度議員定数の基準というものがあると思っております。2,000人を超えるのが大方の最低ラインかなあと、私もこの検討委員会のメンバーの中として、そんな意見を言いました。

16人ということについては、私の考えでは、議長を除けば15人が奇数になるということで、採決のときに同数で割れることなく、そんなことも考えておりましたし、さらに15人とか16人でもいいんじゃないかなあと、そんなことも考えておりましたが、本巢市は、御存じのとおり、面積が広く、北から南まで広い市の地形をしておりますので、やはり地元とか地域の声を拾うためにも、少なければ少ないほどいいという考えは間違っているかなあと思ひまして、16人がいいかなあと思ひました。

先ほど、反対討論の中にありました委員会のことは考えておるかということがありましたが、それはどういうふうにもなることでありまして、他市でも16人、また町村内では10名のところもあるわけでありまして。そんなことを思ひますと、全て3で割れる必要はないかなあと思っております。

以上で、賛成討論とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第9号 本巢市議会議員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議事の都合により、暫時休憩といたします。

午前11時33分 休憩

午前11時53分 再開

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

このたび、私は一身上の都合により議長の職を辞したいので、ただいまの休憩中、議長の辞職願を副議長に提出いたしました。これより、私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定により、除斥のため退場することとし、副議長と交代いたします。

〔議長退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（臼井悦子君）

暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午前11時55分 再開

○副議長（臼井悦子君）

再開します。

ただいま黒田議長から議長の辞職願があり、退場されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をよろしくお願いします。

お諮りします。ここで、議会議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議会議長辞職の許可について

○副議長（臼井悦子君）

追加日程第1、議会議長辞職の許可についてを議題といたします。

まず、書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（杉山昭彦君）

辞職願を朗読します。

平成27年9月30日、本巣市議会副議長様。本巣市議会議長 黒田芳弘。

辞職願。今般、一身上の都合により、議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。以上です。

○副議長（臼井悦子君）

お諮りします。黒田芳弘君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので、起立によって採決します。

黒田芳弘君の議長辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、黒田芳弘君の議会議長辞職の許可については許可することに決定しました。

議会議長辞職の許可についてが終了しましたので、黒田芳弘君の入場を許可します。

[議長入場]

黒田芳弘君に申し上げます。黒田芳弘君の議長辞職を許可することに決定しました。

黒田芳弘君は、登壇し、御挨拶をお願いします。

○4番（黒田芳弘君）

このたび、議長を退任にするに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

昨年、皆様方に御推挙をいただき、この本巣市議会の議長の重責を担うことになった私ではございますが、そのときの就任に当たり、地方消滅の危機から動き出した地方創生や有権者らの政治離れ、そんな状況の中からいかにこの議会を活性化し、議会としての役割を果たしていくのか、また次世代に向けた議会改革を進めていく、そんなことが私の思うところでもございました。

そんな中、皆様方に御協力をいただきながら、懸案でありました議会中継も始めることができました。また、2つの特別委員会を設置していただき、積極的に議論を展開していただき、御協力いただきました。また、その結果として、先ほど定数を次の選挙から16名に削減するといった御決定もいただいたところであります。少しは私の思うところが前進できたのかというふうにも今思っているところであります。

私も、きょうで議長の職は辞しますが、もう少しこの地域の政治にかかわっていきたいというふうにも思っておりますが、何しろ未熟者の私でございます。行政の皆さん、そして議員各位におかれましては、御指導・御鞭撻を賜り、しっかりと子育てをいただきますようお願いを申し上げますとともに、私をお支えいただきましたことに心より感謝を申し上げますながら、議長退任の御挨拶とさせていただきます。本当に1年間お世話になり、ありがとうございました。

○副議長（臼井悦子君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。ここで、議会議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議会議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議会議長の選挙について

○副議長（臼井悦子君）

これより追加日程第2、議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号9番 安藤重夫君と10番 道下和茂君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみ記載してください。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、1番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数18票、うち有効投票18票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、大西徳三郎君10票、高橋勝美君7票、鶴飼静雄君1票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は5票です。したがって、大西徳三郎君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

ただいま議長に当選された大西徳三郎君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

大西徳三郎君は登壇し、御挨拶をお願いいたします。

○新議長（大西徳三郎君）

ただいま多くの皆さんから御推挙をいただき、議長に当選させていただきました。ありがとうございました。

我々議員の任期、ちょうど半ばということで、まだ本巢市には問題も山積しております。もともと私は浅学非才の身であります。しかしながら、今までの2年間の議会の流れをとめることなく、また、執行部に対しては物を言うこと、また決めることは決めるということで、これから議長職を全うしていきたいと思っております。自分の全身全霊をかけて頑張っていきたいと思っております。

どうか皆様方、御理解と御協力をお願いします。ありがとうございました。

○副議長（臼井悦子君）

これで私の職務は全て終了しました。御協力ありがとうございました。

新議長 大西徳三郎君、議長席へお願いします。

[新議長 議長席に着席]

○議長（大西徳三郎君）

それでは、これより私が議長の職務を務めさせていただきます。よろしく願いをいたします。議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午後0時15分 休憩

午後0時16分 再開

○議長（大西徳三郎君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に臼井悦子君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。ここで、議会副議長辞職の許可について、これを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議会副議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3 議会副議長辞職の許可について

○議長（大西徳三郎君）

追加日程第3、議会副議長辞職の許可についてを議題とします。
地方自治法第117条の規定により、臼井悦子君の退場を求めます。

〔副議長退場〕

書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（杉山昭彦君）

辞職願を朗読します。

平成27年9月30日、本巢市議会議長様。本巢市議会副議長 臼井悦子。

辞職願。今般、一身上の都合により、副議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

お諮りします。臼井悦子君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、臼井悦子君の議会副議長辞職の許可については許可することに決定しました。

議会副議長辞職の許可について終了しましたので、臼井悦子君の入場を許可します。

〔副議長入場〕

臼井悦子君に申し上げます。

臼井悦子君が副議長を辞職することは、許可することに決定しました。

臼井悦子君は登壇し、御挨拶をお願いします。

○6番（臼井悦子君）

1年間、副議長の責務を全うできましたことを心から感謝申し上げます。

これもひとえに議員各位の皆様方の御協力と御理解によるものと心から感謝申し上げます。まことにありがとうございました。また、市長様を初め、執行部の皆様方、そして事務局の皆様方におかれましては、大変温かい御指導をいただきましたことを心から感謝し、お礼申し上げます。ありがとうございました。

この体験を踏まえて、また議員として責務を頑張って努めてまいりたいと思います。これからも皆様と一緒に頑張ってまいりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ではありますが、副議長退任の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。ここで、議会副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議会副議長の選挙を行いたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4 議会副議長の選挙について

○議長（大西徳三郎君）

追加日程第4、議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

立会人を指名します。

会議規則第30条の第2項の規定により、立会人に議席番号11番 中村重光君と12番 村瀬明義君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみ記載してください。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、1番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数18票、うち有効投票18票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、船渡洋子君11票、江崎達己君6票、鶴飼静雄君1票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は5票です。したがって、船渡洋子君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

ただいま副議長に当選された船渡洋子君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

船渡洋子君は登壇し、御挨拶をお願いします。

○新副議長（船渡洋子君）

ただいま、多数の議員の皆様の御支持により、副議長という重責を受任いたしました。

もとより私、力もありませんし、何もわからない、そういう状況でございますが、大西議長とともに1年間本巣市発展のため一生懸命尽力してまいりたいと思います。

議員各位の皆様の御指導・御鞭撻を心からお願いをいたしまして、私の副議長の就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

議事の都合により、暫時休憩とします。

午後0時31分 休憩

午後3時46分 再開

○議長（大西徳三郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議録署名議員に指名しておりました私が議長に当選しましたので、会議規則第81条の規定により、会議録署名議員を追加指名いたします。

議席番号18番 鶴飼静雄君を指名いたします。

日程第19 常任委員会委員の選任について

○議長（大西徳三郎君）

日程第19、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名します。

総務企画委員会に、鶴飼静雄君、私、大西徳三郎、若原敏郎君、中村重光君、道下和茂君、安藤重夫君、以上6名を、文教福祉委員会に、上谷政明君、瀬川治男君、高田文一君、船渡洋子君、江崎達己君、堀部好秀君、以上の6名を、産業建設委員会に、後藤壽太郎君、村瀬明義君、高橋勝美君、臼井悦子君、黒田芳弘君、鏝本規之君、以上の6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

異議ありという発言がありました。

起立により採決いたします。ただいま議題になっておる常任委員会の選任について、先ほど指名をいたしましたことについて賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、指名のとおりとさせていただきます。

したがって、常任委員会委員は指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思ひます。

総務企画委員会は全員協議会室、文教福祉委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室をお使いください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、暫時休憩します。

午後3時50分 休憩

午後4時06分 再開

○議長（大西徳三郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告します。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君、副委員長 安藤重夫君、文教福祉委員会委員長 高田文一君、副委員長 堀部好秀君、産業建設委員会委員長 村瀬明義君、副委員長 白井悦子君、以上のとおりです。

日程第20 議会運営委員会委員の選任について

○議長（大西徳三郎君）

日程第20、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私から指名いたします。

上谷政明君、後藤壽太郎君、若原敏郎君、船渡洋子君、黒田芳弘君、鏝本規之君、以上6名を指名したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

異議ありとの発言がありました。よって、ただいま指名したことに對して賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思ひます。

議会運営委員は、第1委員会室に御参集ください。

それでは、暫時休憩とします。

午後4時08分 休憩

午後4時14分 再開

○議長（大西徳三郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

委員長 黒田芳弘君、副委員長 船渡洋子君、以上のとおりです。

お諮りします。先ほどの休憩中、議会だより編集特別委員会委員 鶴飼静雄君、高橋勝美君、高田文一君、臼井悦子君、江崎達己君、以上5名から、一身上の都合により辞任願が提出されました。

ここで議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程第5とし、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程第5とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第5 議会だより編集特別委員会委員辞任の許可について

○議長（大西徳三郎君）

追加日程第5、議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鶴飼静雄君、高橋勝美君、高田文一君、臼井悦子君、江崎達己君の退場を求めます。

〔18番 鶴飼静雄君、8番 高橋勝美君、7番 高田文一君、6番 臼井悦子君、2番 江崎達己君 退場〕

本日の会議録署名議員に指名しておりました議席番号18番 鶴飼静雄君が除斥となりましたので、会議規則第81条の規定により、会議録署名議員を追加指名いたします。議席番号1番 堀部好秀君を指名いたします。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員 鶴飼静雄君、高橋勝美君、高田文一君、臼井悦子君、江崎達己君、以上5名の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員5名の辞任については、許可することに決定いたしました。

議会だより編集特別委員会委員の辞任許可についてが終了しましたので、鶴飼静雄君、高橋勝美君、高田文一君、臼井悦子君、江崎達己君の入場を許可します。

〔18番 鶴飼静雄君、8番 高橋勝美君、7番 高田文一君、6番 臼井悦子君、2番 江崎達己君 退場〕

君 入場]

鵜飼静雄君、高橋勝美君、高田文一君、臼井悦子君、江崎達己君に申し上げます。議会だより編集特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ただいま議会だより編集特別委員会委員が欠けました。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6とし、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6 議会だより編集特別委員会委員の選任について

○議長（大西徳三郎君）

追加日程第6、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

若原敏郎君、村瀬明義君、船渡洋子君、江崎達己君、堀部好秀君、以上5名としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。議会だより編集特別委員は、第1委員会室に御参集ください。

それでは、暫時休憩します。

午後4時20分 休憩

午後4時29分 再開

○議長（大西徳三郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

委員長 江崎達己君、副委員長 堀部好秀君、以上のとおりです。

このたび私は一身上の都合により、議員定数等検討特別委員会委員の職を辞したいので、先ほどの休憩中、辞任願を副議長に提出いたしました。これより、私の一身上の事件に関しますので、副議長と交代をします。

〔17番 大西徳三郎君 退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（船渡洋子君）

ただいま大西議長より議員定数等検討特別委員会委員の辞任願がありましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力よろしくお願ひします。

お諮りします。先ほどの休憩中、議員定数等検討特別委員会委員 大西徳三郎君から、一身上の都合により辞任願が提出されました。ここで、議員定数等検討特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程第7とし、直ちに議題にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員定数等検討特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程第7とし、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第7 議員定数等検討特別委員会委員辞任の許可について

○副議長（船渡洋子君）

追加日程第7、議員定数等検討特別委員会委員辞任の許可についてを議題といたします。

お諮りします。議員定数等検討特別委員会委員 大西徳三郎君の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員定数等検討特別委員会委員 大西徳三郎君の辞任の許可については、許可することに決定いたしました。

議員定数等検討特別委員会委員辞任の許可についてが終了しましたので、大西徳三郎君の入場を許可します。

〔17番 大西徳三郎君 入場〕

○副議長（船渡洋子君）

大西徳三郎君に申し上げます。大西徳三郎君の議員定数等検討特別委員会委員辞任を許可することに決定しました。

ここで私の職務は全て終了しました。御協力ありがとうございました。議長と交代いたします。

〔議長 議長席に着席〕

○議長（大西徳三郎君）

ただいま議員定数等検討特別委員会委員が欠けました。

お諮りします。議員定数等検討特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題としたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員定数等検討特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第8とし、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第8 議員定数等検討特別委員会委員の選任について

○議長（大西徳三郎君）

追加日程第8、議員定数等検討特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議員定数等検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

江崎達己君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員定数等検討特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

議事の都合により、暫時休憩します。

午後4時35分 休憩

午後4時37分 再開

○議長（大西徳三郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。本日、監査委員 瀬川治男君より市長に辞職願が提出され、承認されたことにより、議会選出の監査委員が欠けました。

よって、お手元に配付のとおり、議案第43号 本巣市監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第9として、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号 本巣市監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第9として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第9 議案第43号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

追加日程第9、議案第43号 本巣市監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、中村重光君の退場を求めます。

〔11番 中村重光君 退場〕

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、追加の提案をさせていただきました議案第43号 本巣市監査委員の選任についての提案理由の説明を申し上げたいと思います。

本市の監査委員につきましては、議員から瀬川治男氏が選任されておりますが、瀬川治男氏から本日付で辞職願が提出され、承認いたしましたので、新たに議員から中村重光氏を選任するため、

地方自治法196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本巣市監査委員に中村重光君を選任することについて、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第43号 本巣市監査委員の選任について、本巣市監査委員に中村重光君を選任することについて同意することに決定しました。

中村重光君の入場を許可します。

〔11番 中村重光君 入場〕

中村重光君に申し上げます。中村重光君が本巣市監査委員に選任されました。

議事の都合により、暫時休憩します。

午後4時41分 休憩

午後4時41分 再開

○議長（大西徳三郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本日、私、大西徳三郎、村瀬明義君、中村重光君、船渡洋子君、鏝本規之君、以上5名の方が、もとす広域連合議会議員を辞職されました。よって、もとす広域連合議会議員の選挙を直ちに日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第10として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第10 もとす広域連合議会議員の選挙について

○議長（大西徳三郎君）

追加日程第10、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名推選の方法については、議長が指名することに決定いたしました。

もとす広域連合議員に、上谷政明君、中村重光君、臼井悦子君、黒田芳弘君、鏝本規之君、以上5名の方を指名します。

お諮りします。私が指名した方をもとす広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、鏝本規之君、黒田芳弘君、臼井悦子君、中村重光君、上谷政明君、以上5名の方がもとす広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、もとす広域連合議会議員に当選されました鏝本規之君、黒田芳弘君、臼井悦子君、中村重光君、上谷政明君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

閉会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了しました。

これをもちまして、平成27年第4回本巢市議会定例会を閉会といたします。28日間にわたって大変お疲れさまでした。

午後4時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

新 議 長

副 議 長

新 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員